平成２９年（フ）第８５３４号
東京都昭島市武蔵野２丁目13―14―304
債務者　會下　高志
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５３５号
東京都青梅市東青梅２丁目14―27―301
債務者　石川　卓也
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５４３号
東京都世田谷区喜多見７丁目33―14―302
債務者　伊藤　貴代
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５４７号
東京都豊島区北大塚１丁目19―１―103
債務者　板羽　俊輔
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５６０号
東京都練馬区北町８丁目１―23―106
債務者　南代百合子
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５６３号
東京都足立区中川３丁目５―７　スカイピア亀有Ａ棟204
債務者　大澤　直美
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５６６号
東京都杉並区下井草３丁目12―３　めいきゅう参番館　106
債務者　木下喜美恵（旧姓谷川）
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５６９号
東京都江戸川区南葛西６丁目９―17―205
債務者　大井　節子
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５７２号
東京都文京区大塚５丁目13―14―101
債務者　星野まり子
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５７３号
東京都北区豊島２丁目24―８―204
債務者　永井　晴男
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５７７号
東京都豊島区上池袋２丁目32―20―201
債務者　穐山憲一郎
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５８１号
東京都町田市相原町2232―102
債務者　阿部真由美
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５８５号
東京都品川区上大崎１丁目19―５
債務者　吉崎　誠司
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５８６号
東京都足立区中央本町４丁目22―17―1001
債務者　高橋　美鈴
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第８５８９号
東京都稲城市矢野口358―１　グランディオＳＫ111
債務者　蓑手　祐貴
1　決定年月日時　平成29年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月30日まで
5　免責審尋期日　平成30年１月30日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部